

中国向け危険化学品 各種事前確認サービスのご案内



<https://www.shinken.or.jp/>

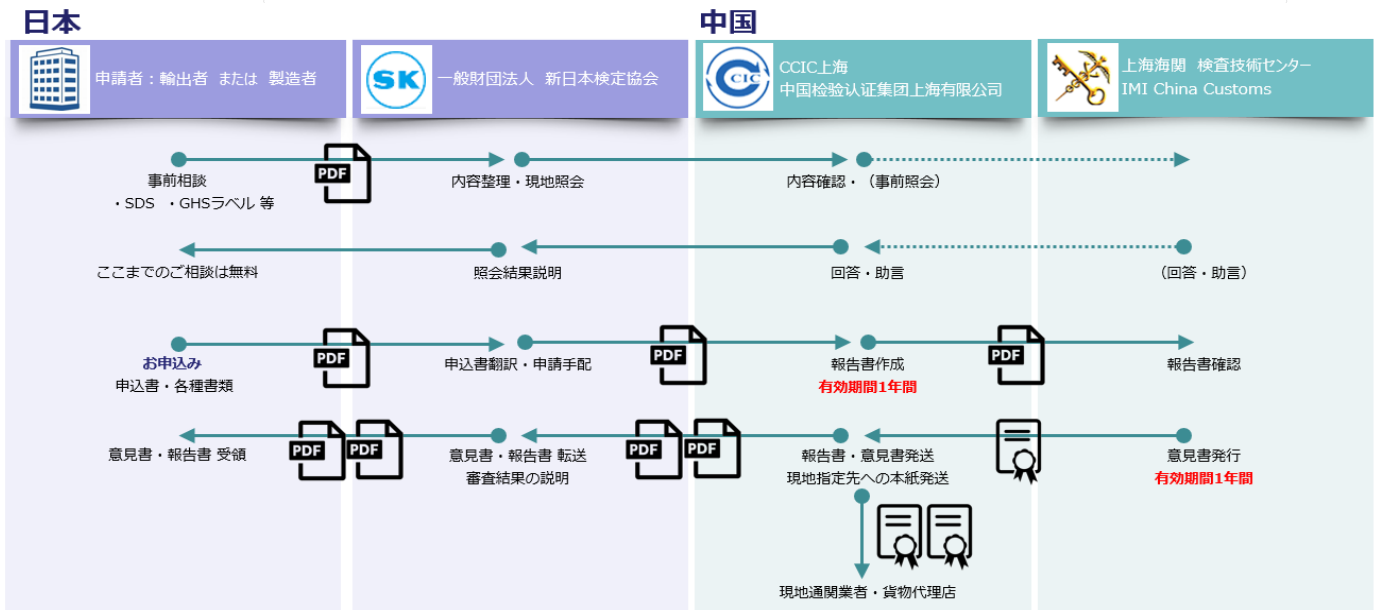
中国向け危険化学品の通関検査

中国での危険化学品の輸入通関では、当局がコンテナの開扉、貨物の検査や書類の確認を行っており、さらには無作為での見本採取、分析試験が実施されています。このため予期せず貨物が滞留し、想定外の費用が発生することがあります。当協会の事前確認サービスをご利用いただくことで、予め指摘を受ける可能性がある不備を修正し、上海海関（税関）から意見書を取得できます。これによって通関時の検査の省略や簡素化を図り、また滞留期間の大幅な短縮などの規制緩和が期待されます。

上海海関（税関）による意見書の取得をサポート

新日本検定協会では、以下の項目に対して中国国有検査機関 CCIC 上海による事前確認の報告書と、同報告書が正しいことを証明する上海海関（税関）の技術センター（IMI）による意見書の取得を、サポートしています。

- 1 HSコードの事前審査（書面または分析）** HSコードに関する不整合は、大きなトラブルに発展する恐れがあります。
- 2 SDSの確認** SDSの内容を事前確認し、不備があれば修正を提案します。
- 3 中文GHSラベルの確認・作成** コンテナの開扉確認でもっとも指摘が多く、様式に沿った作成が求められます。
- 4 分類鑑定（国連番号・GHS分類）** 適切に分類済みであることを明確にし、貨物滞留を防止または短縮します。
- 5 固体廃棄物の非該当確認** 副産物やリサイクル原料等には、確認が必要になる場合があります。



上海海関（税関）技術センター（IMI）意見書



CCIC 上海 報告書

お申込み・お問合せ

一般財団法人 新日本検定協会 中国企画グループ
〒108-0074 東京都港区高輪3丁目25番23号
TEL：03-3449-2818 Eメール：cpg@shinken.or.jp